

建設工事関連業務委託における最低制限価格の見直し概要

令和8年3月 青森市総務部契約課

本市の建設工事に係る業務委託の最低制限価格について、令和8年4月1日以降に指名競争入札通知を行う入札から、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますのでお知らせします。

建設工事に係る業務委託の最低制限価格の見直し

令和8年4月1日以降に指名競争入札通知を行う建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務（工事監理業務を含む。）、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務委託の請負契約について、最低制限価格を次表の業種区分ごとに①から④までの合計額で算出します。

なお、算出した額が予定価格の70%に満たない場合は、予定価格の70%を最低制限価格とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費×100%	測量調査費×100%	諸経費 ×50%	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費×100%	特別経費 ×100%	技術料等経費×60%	諸経費 ×60%
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費×100%	直接経費 ×100%	その他原価 ×90%	一般管理費等×50%
地質調査業務	直接調査費×100%	間接調査費× 90%	解析等調査業務費×80%	諸経費 ×50%
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費×100%	直接経費 ×100%	その他原価 ×90%	一般管理費等×50%

※建設工事に係る業務委託以外の業務委託の最低制限価格は、上表に掲げる業種であっても従来どおり抽選率（70.0%～74.9%）での算出となります。